

第 120 回江東区都市計画審議会議事録

(開催日 : 平成 21 年 12 月 18 日 (金))

作成担当 : 都市整備部都市計画課

開催日時	平成21年12月18日（金） 午後2時 (午後4時07分終了)	
開催場所	江東区議会全員協議会室	
議題	1 東京都市計画道路の変更について(都市高速道路第7号線) 2 江東区都市計画マスタープランの改定について(報告事項)	
会議進行の概要	1 開会 2 委員・幹事紹介 3 諮問事項説明 4 審議(質疑・応答) 5 まとめ・採決 6 閉会	
出席者 <small>(敬称略・順不同)</small>	石黒 哲郎、苦瀬 博仁、篠崎 道彦、松本 みどり、星野 博、高橋 めぐみ、磯野 繁夫、甚野 ゆづる、砂川 定史、菊池 幸江、添谷 良夫、須賀澤 茂、中島 高志、唐川 和夫、小幡 良樹、半田 隆久	
傍聴人	なし	
配布資料	資料1. 東京都市計画道路の変更について 資料2-1. 江東区都市計画マスタープランの改定について 資料2-2. 江東区都市計画マスタープラン骨子案(概要) 資料2-3. 江東区都市計画マスタープラン骨子案 資料2-4. 江東区都市計画マスタープランにおける戦略モデルについて	
審議経過	諮問事項1については、賛成多数をもって妥当とされた。	

1午後2時01分開会

○会長

委員の皆様方、年末何かとご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより第120回江東区都市計画審議会を開会させていただきます。

なお、ご覧いただけますように、本日の委員は2分の1以上のご出席が認められますので、審議会としましては定足数に達しているということを、まずご報告申し上げたいと存じます。

まず、審議に入ります前に、初めに区議会議員の皆様方、あるいは関係行政機関の委員の皆様方の交代がございました。また、幹事の異動もありましたようです。考えてみますと、今年度最初の審議会でございますので、事務局から改めて、全委員並びに幹事の紹介をまずお願いしたいと存じます。

事務局、よろしくお願ひします。

○事務局（都市整備部長）　都市整備部長の梅田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から全委員さん及び幹事のご紹介をさせていただきます。お手元に配付の名簿をご参照願います。名簿記載の順番でご紹介させていただきます。

まず、学識経験者の方でございます。

会長の石黒哲郎委員でございます。

会長職務代理の苦瀬博仁委員でございます。

島田正文委員につきましては、本日ご欠席でいらっしゃいます。

次に、篠崎道彦委員でございます。

松本みどり委員でございます。

次に、区議会議員選出の方々でございます。

星野博委員でございます。

高橋めぐみ委員でございます。

磯野繁夫委員でございます。

石川邦夫委員は本日ご欠席でございます。

甚野ゆづる委員でございます。

砂川定史委員でございます。

菊池幸江委員でございます。

添谷良夫委員でございます。

次に、関係行政機関の委員をご紹介いたします。

(竹下委員欠席)

須賀澤茂委員でございます。

中島高志委員でございます。

次に、区民代表の委員をご紹介申し上げます。

麻生普委員は本日ご欠席でございます。

唐川和夫委員でございます。

竹口友章委員はちょっとおくれていらっしゃるようでございます。 (竹口委員欠席)

次の川島啓道委員はご欠席でございます。

また、次の伊豆勝行委員もご欠席でございます。

次に、小幡良樹委員でございます。

半田隆久委員でございます。

引き続きまして、幹事のご紹介をいたします。

佐藤副区長でございます。

石川技術担当部長（都市計画課長事務取扱）でございます。

安部まちづくり推進課長でございます。

田中住宅課長でございます。

中村技術担当部長（建築課長事務取扱）でございます。

高橋建築調整課長は欠席させていただいております。

田渕都市整備部特命担当課長でございます。

押田企画課長でございます。

石橋港湾臨海部対策担当課長でございます。

伊東環境対策課長でございます。

小川清掃リサイクル課長でございます。

並木土木部参事（道路課長事務取扱）は欠席でございます。

また、次の荒木水辺と緑の課長も欠席させていただいております。

平川交通対策課長でございます。

改めまして、私、都市整備部長の梅田でございます。

委員及び幹事の紹介は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 会長 一応紹介が終わりました。次に、本日の傍聴者の有無につきまして、事務局からご報告をお願いします。
- 事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 本日の傍聴者はございません。
以上でございます。
- 会長 はい、わかりました。
- それでは、早速ですが、本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） それでは、本日の諮問事項でございますけれども、その前に、お手元のほうにお配りしてございます資料につきまして、確認をさせていただきたいと存じます。
- まず、最初に、お手元のほうにお配りしてございますのが、第120回江東区都市計画審議会次第というもので、1枚ものでございます。それから、審議会の委員名簿、幹事名簿、そして座席表。それから、本日の諮問文でございますけれども、これの1枚もの。それから、先にお送りいたしましたのが、資料1といたしまして、都市計画道路の変更についてというもの。それから、資料2－1から資料2－4といたしまして、江東区都市計画マスタープランの改定についてということで、このマスタープランの改定関係では、資料の2－1から2－4まで、4種類ということでございます。
- それでは、本日の諮問につきまして、報告をさせていただきたいと存じますけれども、机上にお配りしてございます一番下のものでございまして、ちょうど真ん中、上のほうに写という字があるかと存じますけれども、お願いしたいと存じます。
- 都市計画法第77条の2、第1項の規定により、下記の件について諮問をお願いするものでございます。
- 記の1番といたしまして、東京都市計画道路の変更について（都市高速道路第7号線）でございます。これは東京都の決定案件でございます。
- 諮問の内容につきましては、以上でございます。
- 会長 ありがとうございました。
- それでは、これより審議に入りたいと存じます。

それでは、諮問事項1につきまして、東京都市計画道路の変更、都市高速道路第7号線につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（都市整備部参事（都市計画課長事務取扱）） 資料1をご覧願いたいと存じます。東京都市計画道路の変更についてであります。

今回変更いたしますのは、都市計画道路、都市高速道路第7号線でございます。通称首都高速7号小松川線というものでございます。

1ページの2番の経緯でございますけれども、これまでの主な経緯を記載してございます。昭和34年8月に江戸川区の小松川から両国ジャンクションまでの延長5,970メートルで当初の都市計画決定をしており、以後、起点を順次延ばし、昭和43年に起点を現在の江戸川区篠崎町三丁目とし、延長が1万1,960メートルとなっております。そして、昭和46年に開通されたものでございます。今回の都市計画の変更に当たりましては、本年11月から12月にかけて案の縦覧を行うとともに、区議会の防災・まちづくり対策特別委員会に報告をいたしてございます。

それでは、内容につきまして、スクリーンのほうで説明を申し上げます。

これは高速7号線の位置図でございまして、お手元の資料の3ページと同じものでございます。

この白い南北の帯のところが荒川で、江東区は荒川の西側のこの一体であります。赤いラインが高速7号線を示しております、起点が江戸川区篠崎町三丁目の千葉県境で、ここから江戸川区、江東区、墨田区を横断し、終点の墨田区千歳一丁目、ちょうど隅田川の上になります。両国ジャンクションまで延長約1万1,960メートル、幅員は16.5メートルでございます。江東区内では延長約3,120メートルで、ちょうど豊川河川敷公園の上に位置しております。

今回の変更は赤いポインターでなぞっておりますところ、江戸川区内に小松川ジャンクションを新設することに伴って、都市計画変更をするものでございますが、そのほか都市計画法施行令の改正によりまして、車線数についても都市計画の内容と

して定めることとされたことから、既に4車線で整備されておりますが、都市計画図書に新たに項目として記載をするものでございます。

なお、ジャンクションといいますのは、高速道路におきましては、別の路線同士を連結し、路線間での接続をするための施設の呼称として使われているものでございます。

次をお願いします。

これは首都高速道路のネットワークをあらわしたものであります。

先ほどの位置図で赤く塗られていた高速7号線がここでございまして、小松川ジャンクションの位置がこの赤い丸のところとなります。このオレンジ色の路線、C2と記載されているのが中央環状線でございますが、今回新設する小松川ジャンクションは、この中央環状線との連結路を新設するとともに、中央環状線方面への入口を新設するものであります。このジャンクションの新設により、京葉道路方面から都心部を経由しないで、中央環状線を使い、常磐道、東北道、関越道等を利用することが可能となり、都心部への交通が分散される効果が期待されているものであります。

なお、中央環状線はこの青い点線のところが現在整備中で、平成25年度には高速湾岸線の大井ジャンクションまで全線開通する予定であります。

次をお願いします。

これは小松川ジャンクションを新設する部分の計画図であります。お手元の資料では4ページとなります。

青く塗っておりますここが高速7号線で、ここが中央環状線であります。緑色で示しているのが、新たに設ける連結路であります。この連結に伴い、新たな入口を1カ所設けるとともに、赤く塗っているところ、これは現在の出口ですが、これを廃止し、北側に移設することとしております。

次をお願いします。

これは先ほどの計画図を詳しくあらわしたものであります。緑色の矢印であらわしておりますここが高速7号線から中央環

状線堀切ジャンクション方面への連結路で、その下のこの青い矢印が新設する入口で、中央環状線方面への入口となります。次に、赤い矢印であらわしておりますここが中央環状線から高速7号線、京葉道路方面への連結路であります。そして、この連結に伴い、これまで進行方向右側にありました出口を進行方向左側のここへ移設するものであります。

次お願いします。

これは高速7号線の江東区部分の計画図の一部で、明治通りと交差する部分を示しております。お手元の資料では5ページとなります。

この青いラインが高速7号線で、真ん中のこの「補116」と記載があるのが補助線街路第116号、通称「明治通り」であります。先ほど説明いたしましたように、高速7号線は豊川河川敷公園の上を走っておりますし、ここが亀戸一丁目、ここが亀戸六丁目、そして下のここが大島二丁目、明治通りをはさみまして、こちら側が大島三丁目となっております。

江戸川区内のジャンクションの新設以外は、車線数を新たに記載するというのが都市計画変更の内容であります。ここに記載がありますとおり、4車線とするものであります。江東区と墨田区の部分では、この車線数の決定のみとなっております。

次お願いします。

これは小松川ジャンクションの概要で、お手元の資料の6ページと同じものであります。

平成22年3月に都市計画決定、事業予定者は首都高速道路株式会社、平成22年度に事業認可を受け、平成26年度の完成を目指しております。

次お願いします。

完成予想図であります。

荒川と中川を横断しているこれが高速7号線で、これが中央環状線であります。高速7号線、京葉道路方面から中央環状線への連結路がちょうどここ、赤いポインターでなぞっているところになります。この連結路への入口が、ここに新設されます。また、中央環状線からの高速7号線京葉道路方面への連結路が、

ちょっと見えにくいのでございますけれども、向こう側のここになります。そして、出口を一番北側、進行方向左側のここに移設するものであります。

恐れ入ります、資料1ページにお戻りを願いたいと存じます。

資料の1ページでございますが、一番下の4の今後のスケジュールでございます。来年2月に東京都都市計画審議会で審議され、3月に都市計画決定の予定であります。

なお、資料の2ページは都市計画図書で、ただいま説明させていただきました変更概要が下段のほうに記載されてございますので、ご参照を賜りたいと存じます。

説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。質問事項の説明が終わりました。

事務局から冒頭に報告がありましたように、この案件は東京都決定でございます。いわば東京都からの意見照会という案件でございます。ですから、区の決定ということではないんですが、意見照会に対して、まさに意見を東京都に、区長を通してですが、申し上げるという案件だと思います。

非常に議会の皆様方もご案内かと思いますけれども、やっぱり行政というのは面倒なものだなといつも思うんです。ほかの区でも、高速道路だけではなくて、都市計画道路については先ほどどのように法改正があって、政令が変わったものですから、何にも変わらないんですけども、何車線という車線数を明記しろということになって、それを一々各区の都市計画審議会にかけるんです、意見照会という形で。ですから、ある区では「何だ、実態は何も変わらない。こんなつまらないことで審議会をやるのか」という声が出た区もありますけれども。それと、たまたま今度は、これはよそでもありましたけれども、都市計画道路の、これはお隣の江戸川区の話ですけれども、はるか離れた、例えば大田区あたりで、何かちょっとといじるところがある、そうすると、それも江東区で審議しなくちゃいけないということに一体としてなっちゃう。じゃあ、審議してどうするんだと。意見はどうだということだけのようですけれども。

言ってみれば、今回は我が江東区内ではこの高速道路につい

て具体的な変更は一切ないと。車線数を表示するという話。これは意見といったって、聞いておくだけでいいんじゃないかなと私は思うんですけども。でも、すぐお隣でジャンクションの話がありますので、ひとつこの案件につきまして、ご意見をいただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

委員さん。

○委員

まず、何点か伺いたいと思うんですが、今、会長がおっしゃられたとおり、車線数を新たに定めるということについては全く問題ないと思いますけれども、しかし新たにジャンクションをつくったり、入口をつくったりということについて、やはりどうなるかというのはきちっとしておくべきかなというふうに私も思いますので、その点について3点伺いたいなというふうに思います。

まず、一つ目なんですけれども、今度新たに小松川に入口を設けて中央環状線に入れるようにすると、こういうことですけれども、既に江戸川区内には同方向に入るための入口が何カ所かあると思うんです。その箇所数と、それからこの小松川に計画されている入口と一番近い現在ある入口までの距離は幾らかと。

それから、二つ目なんですが、建設予定の小松川ジャンクション付近というのは、中央環状線は日常的に渋滞のすごいところと、ヤフーニュースを見ていても、首都高の中でも有名な渋滞区間ということで指摘をされています。ちょうど6号線が堀切のところで合流をして、その先で小菅でまた合流があり、そこからさらに分離をすると。こういうことで、この二つの合流をネックにして、常時渋滞をしているという場所です。そういうところに改めてジャンクションをつくって合流をさせたときに、渋滞が今よりひどくなるのではないかと、こんなことが心配されているんですけども、その辺の認識についてはどうかということです。

それから、この新しい道路をつくるということで、小松川のジャンクションと入口の建設予定地付近なんですけれども、多くの住民に立ち退きが求められているというふうに聞きました。

その計画について、江戸川で説明があったのが9月ごろと。その後、詳しい説明会が再度あったという話はまだ聞いてないんですけども。この付近の住民の方は、既に京葉道路をつくるときに一度立ち退きを求められて、協力をしてきたと。それから、現在に至って、ついの住みかとして家を建て直したり、あるいは最近結婚して家を建てたばかりとか、そういう方もたくさんいて、ただ1回、突然の説明で、とてもじゃないけど同意できる状態ではないと、こんなふうな話も聞いております。なかなか住民の声が十分に聞かれてないというふうに私は聞いておりますけれども、そういう点についての理解がどうなっているか。

以上、3点について伺いたいと思います。

○会長

ただいま3点についてのご質問がございましたが、お願ひいたします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） まず、1点目の既存の出入り口と、それから新設されます出入り口の関係でありますけれども、現在の出入り口というのはセンターイン寄り、中央のほうに出入り口がございまして、今度はその両端から出入りをしようと。高速道路のそれぞれ進行方向の左側、端っこのはうから出入りをしようということでございまして、位置的にはおおむね同じような位置に出入り口を設けるわけでございますけれども、現行は中央帯の付近に出入り口がございます、それを両端のはうに出入り口を振り分けるということでございます。

それから、今回のこの小松川ジャンクションによって高速7号線と中央環状線が結ばれるということでございます。これにつきましては、都心の渋滞解消といった観点、それからまた、高速道路のネットワークを強化しようということでこのジャンクションが設けられるということでございますので。千葉方面から都心への車の流れを分散し、また迂回しようというのがこのジャンクション。中央環状線へ迂回、あるいは分散、こういったねらいでもってこのジャンクションを設けるということでございまして、それによって現在の中央環状線の堀切ジャンクション、小菅ジャンクション間が渋滞がさらにひどくなるんじ

やないかと、こういったお尋ねでございます。現在も渋滞は起きているわけでございますけれども、これにつきましては首都高速道路株式会社のほうでは、この小松川ジャンクションの新設工事にあわせて堀切ジャンクションと小菅ジャンクション間の改良をしていこうと、同時期に改良工事をしていこうと、こういった考え方を持っているということでございます。

それから、小松川ジャンクションが新設されることになりまして、道路幅が広くなるということで、委員がおっしゃられるように一部立ち退きと言いますか、用地買収をしていく必要があるということでございます。一部、現在の幅よりも広がるということで、民有地について用地買収をしていくということでございます。これらの説明会等につきましては、まず来年度、平成22年度でございますけれども、来年度に用地の測量を行つて、それから用地買収のお話を進めていくという手順ということでございまして、それにつきましては事前に、用地買収あるいは測量に先立って事業の説明会を来年度行うということを聞いてございます。

以上でございます。

○会長

よろしゅうございますか。どうぞ、引き続き。

○委員

一つ目のところは、私の質問の仕方が悪かったのかなと思ひますけれども、小松川の入口がどうなるかではなくて、小松川の入口の付近のその他の入口です。例えば、平井大橋が多分一番近いかと思うんですが、ここまで2キロないんですね。小松川の新しくできる入口と、現にある同じ方向に向かう、小菅方向に向かう中央環状線の一番近い入口は平井大橋かと思ひますけれども、およそここまで距離は2キロもありません。要するに、こういう近接した場所に新たに入口が必要かという話です。そうでなくとも、そこは同じ方向には清新町があってみたり、葛西があってみたりということで、入口の新たな追加の必要性がどうかと言っているのは、私は率直に言うと要らないというふうに思っています。今、常時混んでいますから、何しろ。

それから、この改良工事、ジャンクションをつくるのにあわ

せて堀切と小菅も改良するんだという話ですけれども、二方向から當時車が来ることによって起きている発生です。若干の改良で、果たして今の恒常的な渋滞が解消できるのかどうかと言ったら、率直に言って疑問です。今までいろんな環状道路がつくられ、外環道がつくられたり、いろんなことをしてきました。しかし、今までもネックになっていたところというのは、そう簡単に解消できないと。だから、大体混んでいるときは、その先の出入り口まで下を走っていって、それで高速に乗ると、大体そんなふうなことを一般的にはやるんですけども、今、改めてこの時期に新たに交通量をふやしたり、あるいはともすれば渋滞の箇所をもう1カ所新たにふやすようなこういうジャンクションが必要かという点では甚だ疑問であります。

同時に、住民の説明についても、来年になって事業説明と。それから、用地の測量も行って、買収だと。こういうことになりますと、今ここで、この審議会でオーケーというふうにしちゃったら、そのことが住民の要求をきっちと聞くと、声を聞くという点で、私は障害になるんじゃないかな、そういう心配も率直に言ってあります。そういう点で、今この審議会で決定するというのは、私は時期尚早だというふうに思いますし、どうしてもということであれば、到底賛成できる計画ではないなというふうに言わなければならぬというふうに思います。

以上です。

○会長
○委員

ありがとうございました。ご意見承りました。はい、委員さん。私は、これは道路網の利便性の向上ということで大変いいことだなと思います。江東区の住民としても、僕はこの高速道路よく使いますけれども、江東区の中に入って、一つのジャンクションというか、出口ができればいいなって、そんなふうにも思っています。こういった設備ができると、必ず公害とか、これは必要ない工事だとかという意見があるんですが、私は本当に自分勝手な意見で、ましてこの東京都内の道路に関しては、まだまだ多くの施設をつくらなくちゃいけないとそう思っています。このジャンクションも当然、僕はできて、地域の利便性の向上ということでは大きな役割を果たすと思います。

今、全体的な流れの中で、もうこれ以上の道路はつくるのをよそうじゃないかというようなことで、外環道なんかも計画がちょっと停滞しているような状況ですけれども、そもそもそういった今の東京の混雑というのは、先ほど意見を述べた方がおられましたけれども、そういう意見の中で道路建設が渋滞していると。本来もう30年も前にできなきやいけない道路が、本当に一部の地域エゴのそういう塊のような意見の中で、できるものができないないというのが、今この東京の道路混雑の僕は一番の大きな原因だと思っていますので、こういったことはどんどん進めていってもらいたい。賛成をいたします。大変いいことだと思いますよ。

○会長 別のご意見をちょうどいいましたか。ほかにどなたかご発言ございますでしょうか。委員さん。

○委員 余り土地事情もわからないまま言ってしまうかもしれません、一つ基本的なことを聞かせていただきたいんですが、これは確かに千葉方面からの交通量の逃がしというのはかなり有効だろうとは思いますけれども、でもそれは一般街路からの入口をつくることによって北に逃がすのに、何か単純に考えれば、高速道路の中央環状線のほうに高速道路で逃がすのがより効果的なじゃないかなというふうに素人目には考えるんですが、そういう議論はなかったんでしょうか。それとも、もちろんそういうものを踏まえた上でやっているんでしょうか。もし、そう考えるとすると、ただ高速道路への中央環状線への入口として見ると、これはあえてそこから一般既成市街地をいためてまで上げないで、一たんあの細い放水路のところを渡った上で、河川敷のサイドで中央環状線に上げるという議論というのはなかつたんでしょうか。ちょっと単純に考えるとそのような気もしますが、もし間違っていたら教えていただきたいんですが。

○会長 事務局、どうぞ。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） この小松川ジャンクションでございますけれども、現在、首都高7号線と中央環状線を連結するというのが大きなねらいで、これによりまして千葉方面から、そのままいきますと都心へ車が流入するわけでございます

けれども、そこで中央環状線のほうとネットワークを図って車の分散を図ろうということでございます。

このジャンクションというのは、それぞれの高速道路を連結するというのが目的でございまして、現在もうこの小松川には既存として出入り口がございます。ですから、車の利用者にとっては高速7号線利用者が首都高7号線から、冒頭申し上げましたけれども、関越道だとかに行くときに、都心に入らなくても環状線を通ってそれぞれにつながるということで、時間的にはこちらのほうが短縮されるということでございます。

将来的には、この中央環状線でございますけれども、現在は中央道とちょうど新宿あたりまでしか環状線はつながっていないのですけれども、これが来春3月には新宿と渋谷間が開通になります。それで、渋谷から大井ジャンクションまで、湾岸線まで、全線つながるのは平成25年度にこの中央環状線が完成する、開通するということでございますので、この環状線が全線開通することによって渋滞の解消が進むと、このように考えているわけでございます。

○会長 委員。

○委員 誤解していました。あの図で見るとようやくわかるんだけれど、この絵だけ見ていると、どうも入口だけ取りつけたような感じが、ニュアンスが見えたので、ちょっと誤解をして先ほどの質問をしてしまいました。

ただ、そうなると、この絵で見ている限り、何か合流長がちょっと短か過ぎないかなという気がしないでもないんですが、その辺の検討は、調整されているんでしょうか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） この合流長は、連結路が大体一番長いところで800メートルぐらいあります。この800メートルと言いますのは、当然、既成市街地、小松川地区、住宅が建ってございます。そういう制約。それから、中川あるいは荒川と、これは堤防でございまして、堤防の機能をやっぱり維持しなければいけないということで、やはり災害の関係。それから、実際に住んでおられる江戸川区の小松川の方々。これらの

上で、こういった約延長が800メートルという連結路が設計されたのだろうと、このように考えてございます。

○会長

どうぞ、委員、お願いします。

○委員

率直に、なぜ今まで道路なんだというふうに思っているんです。これだけ環境問題が騒がれている中で、多少不便であっても、環境をまず最優先に考えていくことは、まちづくりで今一番大事なところじゃないかなというふうに思っていますし、道路をつくって、また車がふえるということを繰り返してきたことを考えると、道路よりも公共交通の充実というところが今言われている方向じゃないかなというふうに思っているんですが。そういう意味では、本当に今、委員も言いましたけれど、どうしても必要な工事かというふうに考えると、これは要らないと私も思います。

もしわかつたら教えてほしいんですが、この新たな計画を進めるのには費用的にはどのくらいかかるのかの計算をされいたら教えてほしいんですが。高速道路の料金だとか、環境税をどうするとか、税関係も含めて、これまで事業主体でやってきた仕事だと思うんですけど、その辺の動きもいろいろこれからあると思うんですが、その辺の見通しまでは計画の中では入ってこないとは思うんですが、明らかにされていたら教えていただきたいと思います。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） まず、委員がおっしゃるように環境問題、これは大変重要なことでございます。この小松川ジャンクション等を新設することによりまして、交通の流れが、渋滞が解消の方向に向かうということでございます。渋滞と申しますと、やっぱり大気汚染を拡大、発散をさせるということでございまして、車が円滑に流れることによりまして、大気汚染等に対する影響が逆に減少していくと。車の流れが円滑になることによって、大気汚染がいい方向に解消されると、こういうことでございます。

それから、この費用でございますけれども、概算で160億円ということで見込んでいるということでございます。

○会長

○委員

委員さん。

私は交通計画を勉強してきていたものですから、そういう面でちょっとお話をしたいと思います。まず、交通の需要予測をするときには、そのエリアでどのくらいの発生量、集中量があるかというところから始まって、そしてその地域間でどういう交通が流れるか、それによってどういう交通機関を使う人が何%いるか、その結果、どういうルートをつくっていくかと、こういう四段階推定法というのがあります。

それで、そのときに問題になるのが、交通機関です。今、ご意見にもございましたけれども、皆様方が交通をするときには乗用車と電車を使い分けることができるんですけれども、物を運ぶときには電車は使えないんです。そうすると、皆さん方、首都高でもどこでも走ってみていただくとわかると思いますけれども、都内の交通は3分の1が乗用車で、3分の1がトラックで、3分の1が商用車と言われている荷物を運ぶライトバンのようなものが多いんです。ですから道路を考えるときに、単に乗用車交通だけで考えると、大きな間違いを起こすというのが一般論として言えると思います。

それから世界の潮流として、都心の交通の集中をどうやって排除して、外側の環状線で回すことによって、都市、まち全体の環境をよりよくするかというのが現在の基本の考え方でございます。これを急速に整備しているのは中国でございますけれども、日本はそういう意味では非常におくれているわけでございます。

このジャンクションは、私はタッチしておりませんけれども、直感的に見ますと、このジャンクションがないことによって、湾岸道路まで行って千葉方面に行くということで、台キロが延びるということです。ですから、交通をそこで分散させるという意味では、要するに走行距離を減らすという意味では、排気ガスを減らして環境によいということになるのだろうと思います。そういうことが世界の大都市では一般的に行われています。むしろ外国のお客様が日本の高速道路を見たときに、何で高速道路が上下に重なっているのにもかかわらず、ジャンクション

がないの、というほうがよく聞かれる質問なのでございます。
そういう意味では、7号線を環状線に回すというのは現在の交通計画の潮流としてはかなっている話かなと思っております。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。ご専門の立場からのお話がございました。

はい、委員さん、お願ひします。

○委員 これは江東区の審議会ですよね。それで、意見を求められているということは、江東区としての意見を都のほうに上げるということだと思うんですが、ご説明の中で、もちろんすぐそばの隣の江戸川区の話、全体の計画も見た上で江東区としては意見を出さなきゃいけないと思うんですけど、江東区への影響的なご説明というのがさっきから余りないんじゃないのかと思うんです。このジャンクションをつくると、江東区の部分については車が減る可能性があるわけですね。そうすると、もちろん江東区だけよけりやいいというものではないですけれども、江東区の交通量が減るかどうかとか、そういったことを、区としてどうなのかというのをやっぱり説明していただいたほうがいいのではないかと思いますので、ちょっとそこだけ確認をお願いしたいと思います。

○会長 事務局、お願ひします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 今、委員さんからのお尋ねでございます。江東区の部分の道路構造は一切変更はないわけでございます。今後、この小松川ジャンクションによって車が分散するということで、交通量が今後どうなるかということでございますけれども、首都高速道路株式会社では20年後の予想というものをしております。その予想では今後しばらくの間は交通量はふえると見ております。それは、日本の人口は減ってはおりますけれども、首都圏ではまだ人口はふえていると、こんなようなこともあるかと思いますけれども、ここしばらくは車の量はふえるだろうと。その後は減るということで、ある期間につきましては、江東区の中の道路状況は変わらないわけでございますけれども、交通量としてはふえると、こういった予

測をしているということでございます。

ただ、この7号線については渋滞が解消されるということありますので、現在は両国ジャンクションだとかが混んでおりますけれども、それがこのネットワークによって緩和されますので、環境的にはそんな悪化するといった状況ではないと、このように考えてございます。

○会長

ちょっと今の説明で補足してほしいんですが、首都高速道路株式会社が予測をしたという中で、交通量がふえる、ふえないは、これは今の説明でははっきりしていないんですが、要するにこのジャンクションができるからふえるとかという関係じゃないですね。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱））ええ、全体なんです。

○会長

全体の話ですね。ですから、ジャンクションができたことによって、直接、しばらくはふえるという話では。それとジャンクションができるという話とは全く別個の話ですね。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱））首都圏全体の中での予想です。

○会長

そうでしょう。首都圏全体で考えると、まだ交通量はふえますよと、社会的な状況の中でという話で、その話はジャンクションがあるかないかという話とは関係ないでしょう。そうですよね。

むしろジャンクション効果として予測しているのは、まさにさっきからご説明があるように、都心へ突っ込むのは環状線で分散できると。ですから、我が区のほうに、例えば入ってくる車が環状線のほうに分散される部分が期待できているという話ですよね。その辺がごちゃごちゃになっちゃうと、何かジャンクションつくったら交通量がしばらくはふえるとかというぐあいに理解されそうなので、ちょっとその辺は検討しておいていただければと思います。

いかがでございましょうか。今、委員さんもおっしゃいましたが、隣の区だからどうでもいいやという話はしていないんですけども、東京全体の交通ネットワークをどうするのかという話の中で出てきているテーマであるということだけはご理解いただけるんじゃないかなというぐあいに思います。委員さんか

らは大変適切なご説明をいただきました。

これはもちろん、当のお隣の区でも都市計画審議会にかかっている案件でございまして、そこでどういうお話が出るかはわかりませんけれども、この道路全体に関する区は、これは長いと十何区で同じことがかかるくるんですが。

いかがでございましょうか。特にございませんようでしたら、この辺で。もちろん賛成のご意見、反対のご意見、当然あると思いますが。

はい、どうぞ委員。

○委員

先ほど委員から、江東区に関する話をなきやいけないんじゃないかというような話がありましたので、ちょっと直接関連することじゃないんですが。まず、この話を最初にお聞きしたときに、私も車を、よく小松川線とかを使っていました、私なんかはよく両国方面から千葉のほうに行くわけですが、ここでいつも屋根のように下をくぐっていたところがやっとつながったかと思いきや、実際は千葉方面から来た車が北のほうに逃げていくと、そういうことだけなんだということがわかりまして、それはそれで大変プラスになることだと思いました、これは早くできてもらいたいなというような気がします。

それに関連して、ちょっとこの話から外れるんですけれども、この小松川線の亀戸九丁目の首都高にすぐ沿ったマンションに住んでいる住民の方からのお声で、騒音が大変うるさいと。特に、最近、亀戸九丁目の近辺で、社会保険病院のあたり、いろんな住宅がどんどんできてきてまして、その、特に首都高のすぐ隣と言いますか、隣接しているマンションの住民の方が、窓を開けていると電話もかけられないと。こんなようなことで、何か対策を、防音壁になるんでしょうけれども、そういった対策を立ててもらいたいというような声がありまして、そのマンション全体の自治会の意思として、一応、統一して、首都高だと思いますけれども、要望を出したようなことは言われていませんでしたけれども。今回、せっかくこれだけの工事をやるわけですから、もうちょっと江東区のほうも足を延ばしていただき、そういう部分もこの中に、別に中じゃなくてもいいんですけれ

ど、そういう部分も目配りして対策を取っていただければな
というふうに思うんですけども。そこら辺をちょっと、どう
いうような状況というか。

○会長 事務局、どうぞ。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 委員さんのご意見でございま
すけれども、確かに高速道路を走る車の音、騒音、これはよく
住宅に接近しておりますところでは防音壁といいますか、遮音
壁、これは設置していると。これは当然のことだろうと思いま
す。ただ、この高速7号線については、割と直線道路なもので
すから、音は余計に高く出るのかもしれませんけれども、こう
いったマンションに近接している高速道路の場合について、遮
音対策、騒音対策、これらについては当然、環境基準があるこ
ととは思いますけれども、その環境基準を守った上で、さらに
やはり住民の立場を考えた上での対策が必要だろうと、このよ
うに思います。

ですから、車の利用者だけでなく、その周辺の沿線の人たち、
これらのこととも十分考えた上で騒音対策をすべきだと、このよ
うに私も思いますので、事業者でございます首都高速道路公団
のほうには申し伝えていきたいと、このように思っております。

○会長 建設に伴うさまざまな今の問題やお話がございましたけれども。
ちょっと余計なことかもしれませんが、ご案内と思いますが、
すぐそばの中央区の晴海通り、あの晴海のところで晴海大橋を
新しくかけました。そのすぐ脇にマンションがある、スロープ
で上がって。それで、周辺のマンションや何かの住民の人たち
が声を出して、運動して、もちろん行政もあれして、一般道路
ですけれども、あれは都市計画道路ですが、遮音壁を、しかも
あれは透明の遮音壁を設置しています。そういう事例もあります
から、今の事務局のお話のように、ぜひともそこら辺は首都
高のほうに働きかけを、行政としてもしていただけるんじゃな
いかと。いろんな取り組みが今、そういう意味ではされている
と思っております。

今日、いろいろご意見いただきましたが、一つ大きな問題と
して、やはりお隣の区ですけれども、土地買収にかかる方々

のご意見という話がございました。これは当然、きっちりその話を詰めないことには、東京都としては何も決定できませんし、測量しないとどこまで買収すべきかがわからないので、説明のしようがないなんて話も技術的にはあるんでしょうけれども、それはもう当然やっていかなくちゃいけない前提だというふうに考えられます。

ちょっと誤解があるといけませんのであれですが、本日の案件は、東京都がそれを審議するために、関係区の意見を聞きたいと言われたそれぞれの区長が審議会に意見を求めている。東京都に意見を言う前に、まず自分のところの審議会でどんな意見が出されたのかを区長として把握して、その上で区長が意見を出すという手続の一つであるということだけはちょっと確認しておきたいと存じます。

ですから、意見照会に対するあれですので、この案件につきましては、会長として急いでいるように思われても困るんですけども、基本的にこういった方向でその計画を考えていくということが、状況的に妥当であるかどうかという。それにはさまざまな意見があるよという話ですが、それは議事録で内容ははっきりしますので、しかもこの議事録は公開されるわけですから。その上で、妥当であるかどうかというご意見の採決を取らせていただくという形にさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。それでは、まとめといたしまして、本意見照会。はい、委員さんどうぞ。

○委員 それぞれ審議をやって、意見がいろいろあったということであれば、当然私も意見を述べさせていただきましたけれども、この審議会の意見全体としておおむね賛成ということになりますと、私も含めて賛成と、こういうことになりかねない。

○会長 いえ、そんなことはないです。記録としては、きっちと賛成何名、反対何名です。

○委員 わかりました。

○会長 しかも、その中身は議事録で、その議事録は公開されます。委

員も含めて賛成だなんていう結論にはなりません。

よろしゅうございますでしょうか。では、本案について、まず、賛成というんじゃないんです、本案がおおむね妥当であるという旨を答申することにご賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○会長 13名の方のお手が挙がっております。

それでは、妥当ではないという方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○会長 2名のお手が挙がっております。

それでは、どっちでもないという方はいらっしゃいませんので、保留という方はいらっしゃらないようでございますので、そういう形で本案件は区長に対して答申させていただきたいと存じます。

恒例ですけれども、区長あての答申文書につきましては、本職にご一任をいただきたいと思います。

それでは、次は報告事項でございます。

既に、議会には策定委員会からの報告があったかにお聞きしておりますけれども、都市計画マスタープランの改定に今、区として取り組んでいらっしゃいます、いわば第1回目の中間報告というぐあいに位置づけられるのでしょうか。都市計画マスタープランの改定の件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（都市整備部特命担当課長） それでは、私のほうから江東区都市計画マスタープランの改定について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料2-1をご参照願います。

まず、1、改定の方法についてです。江東区基本構想の検討時における各種の調査結果を初め、まちづくりに関する区民3,000名へのアンケートを参考にしながら、学識経験者、公募区民、まちの団体、関係行政機関の17名の委員で構成する都市計画マスタープラン策定会議を中心に検討を進めています。そのほか、副区長を委員長とする庁内の関係部課長により構成する策定委員会や区議会のご意見を反映しながら、骨子案を策定い

たしました。

次に、2、検討の経緯についてです。ことしの3月に開催された本審議会に策定方針などを報告しました。その後、4月に策定会議及び策定委員会の設置、6月に区民3,000名を対象としたアンケートの実施、11月21日には骨子案について区報やホームページで区民からの意見募集などを経て、今回の報告に至っております。

次の3、骨子案等は飛ばしまして、4、今後の予定について、先にご説明いたします。平成22年2月にはまちづくりの基本方針などを取りまとめまして、長期計画に反映いたします。年度がかわりまして、4月からは地区別のまちづくり方針などについて、ワークショップを活用して検討していきます。秋ごろには全体案の策定・公表を行い、パブリックコメントを実施します。そして、平成23年3月までには策定する予定となっております。

それでは、先ほど飛ばしました、3、骨子案等について、ご説明いたします。資料2-2をご参照ください。資料2-2は、資料2-3の概要と全体の構成案になります。

まず、1、改定の考え方として、背景や位置づけと役割などを記載しております。

次に、2、改定の視点としまして、本区の都市づくりを戦略的に進めていくため、社会的な課題から本区特有の課題までを10の視点で整理しました。

そして、それらの視点を踏まえて、3、まちづくりの将来像といたしまして、「水とみどりあふれる環境にやさしいまち」「地域の文化・活力を継承・創造するまち」「安心して快適に暮らせるまち」「みんなでつくるまち」と四つの目標を定めるとともに、将来都市構造と土地利用を記載しております。

右側には、4、部門別のまちづくり方針について記載しております。「水とみどりの都市」「美しい都市」「環境都市」「観光・交流都市」「交通都市」「安全・安心都市」と六つの方針を定めました。内容につきましては、今年度改定中の住宅マスターplanや環境基本計画との整合性を図りながら、今後、

充実していきます。

そして、その下のほうには、平成22年度に検討する事項を参考にお示ししております。

次の2ページをお開きください。

先ほどの将来都市構造と土地利用を抜粋して記載しております。右側には、それらを概念的にお示ししております。平成2年7月に策定いたしました江東区の基本構想で位置づけられた「都市核」「都市軸」の考え方を踏襲するとともに、新たに本区の最大の魅力である「水とみどり」を生かすための「水彩軸」、東京湾の産業、観光、交通などの広域的なネットワークを生かすための「湾岸軸」を設定し、まちづくりの将来像を示しました。

それでは、引き続き、都市計画マスタープランにおける戦略モデルについてご説明いたします。資料2-4をご参照願います。

まず、目的についてです。都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、中長期的な視点から、区内の水やみどり、伝統などの資源を生かした、総合的なまちづくりを進めるため、戦略モデルを設定します。区民との協働によるまちづくりを進め、まちの魅力形成や活性化を図ることを目的とします。

次に、位置づけについてです。地区別のまちづくり方針の中の一つとして位置づけます。また、まちづくりに関する事業を実施していく上での指針ともいたします。

次に、選定方法についてです。お示しした8カ所を平成22年2月ごろまでに、策定会議などの意見や地域のバランスを考慮しながら、まずはおおむね3カ所に絞り込んでまちづくりを仕掛けていく予定であります。

次の戦略モデル（案）は飛ばしまして、検討の進め方について、先にご説明します。平成22年度に地区別のまちづくり方針を策定する際のワークショップの中で、あわせて戦略モデルも検討していく予定です。また、必要に応じて、平成23年度以降も戦略モデルのワークショップを継続して活動する予定です。

次の2ページをお開きください。

先ほど飛ばしました戦略モデルの案になります。今までの策定会議などでの議論を踏まえ、AからHまで八つお示ししております。左側からモデル名、主な活用資源、将来像、その中で都市計画マスタープランとの関係を例示しております。今ある資源を初め、現在進行中の事業、計画中の事業、将来構想などを総合的に、また、中長期的に地域と一緒にになってまちづくりを進めていくモデルを考えています。

次の3ページをお開きください。

都市計画マスタープランの将来都市構造と今回の戦略モデルの位置や現状の関係をお示ししております。

それでは、前方のスクリーンのほうをご覧ください。まず、こちらの画面を利用して、江東区の将来都市構造の変更箇所を補足説明いたします。

先ほどもご説明したとおり、今までの考え方を踏襲しながら、社会情勢の変化に応じて見直しを行っております。

従前の門前仲町都市核については、地域の状況を考慮しまして、門前仲町・越中島都市核に、また、従前の臨海副都心核につきましては、臨海副都心開発において有明を江東区の拠点として誘導していくため、有明都市核と変更しました。また、近隣自治体との連携の強化を踏まえ、東西と南北の都市軸を区外までと変更いたしました。また、土地利用については、現在と将来の特徴を考慮しながら、誘導すべき市街地像を、深川地域を多様な都市利用が調和する複合市街地、城東地域を良好な住環境の誘導を推進する複合市街地、南部地域を土地利用転換の誘導による新しい複合市街地、湾岸地域を計画的な土地利用を進める市街地と、港湾・埠頭地区と五つに区分しました。

次に、現状との関係です。江東区の北の玄関口となる亀戸都市核、深川、城東、南部の各地域を結ぶ江東区の核となる東陽都市核、新しいまちのシンボルとなる豊洲都市核、臨海副都心における江東区の拠点となる有明都市核、そして、それらの都市核を結ぶ南北都市軸。そして、歴史と水辺を生かした深川のまちづくりの核となる門前仲町・越中島都市核、既成市街地とこれから開発される市街地の結節拠点となる南砂都市核、それ

らの都市核を結ぶ東西都市軸となっています。

引き続き、戦略モデルについてご説明いたします。まず、先ほどの将来都市構造との関係をお示ししております。区内の水やみどり、伝統などを生かして、中長期的な視点に立って、総合的なまちづくりを進めるためのモデル8カ所になります。

A、亀戸は「歴史性を生かした都市型観光モデル」として、亀戸天神などの歴史的な地域資源のほか、レトロ商店街や東京スカイツリーなどの新たな観光資源を生かすとともに、亀戸駅を中心とした都市機能の更新により、江東区の北の玄関口としての亀戸都市核の育成を目指すものです。B、横十間川・豊川河川敷公園は「水彩都市の憩いの空間モデル」として、都市計画道路補助115線の整備を契機に、道路・河川・公園・民有地などが一体となった憩いの空間の創出を図り、水彩軸の育成を目指すものです。C、小名木川は「橋のまちなみと水上レクリエーションモデル」として、萬年橋の景観重点地区指定を契機に、河川や橋を意識した建物の景観誘導や塩の道整備延長にあわせて、にぎわいある親水空間の充実を図り、水彩軸の育成を目指すものです。D、仙台堀川公園は「親水空間とネットワーク形成モデル」として、公園・河川・道路・民有地などが一体となった憩いの空間の創出を図ったり、自転車や歩行者の交通環境整備の社会実験などを実施しながら、水彩軸の育成を目指すものです。E、門前仲町・越中島は「賑わい交流・水彩観光モデル」として、水辺の空間やみどり、名所旧跡などを生かして都市空間の魅力向上を図るとともに、隣接する地域同士の回遊性を高め、門前仲町・越中島都市核や水彩軸の育成を目指すものです。F、新砂は「生活と産業の複合型都市モデル」として、既成市街地とこれから計画的な土地利用を進める市街地との結節箇所として、その立地条件を生かして、産業と生活が共存したまちづくりを進め、南砂都市核や東西都市軸の育成を目指すものです。G、東電堀は「環境・レクリエーションモデル」として、大規模な土地利用転換を契機に、環境に配慮したまちづくりを誘導したり、開発計画と一体となって貴重な水面を運河ルネサンス制度を活用し、新たにぎわいエリアを創出し、豊

洲都市核や水彩軸の育成を目指すものです。H、新木場は「産業振興とアミューズメント創出モデル」として、鉄道や道路などの広域的なアクセス条件を生かし、材木業や物流業などの産業振興を図るための都市基盤の整備を誘導したり、特徴ある地形や親水性の高さを生かした魅力ある空間の創出を図り、湾岸軸の育成を目指すものです。

都市計画マスタープランの改定に関する骨子案と戦略モデルについてのご説明は以上のとおりです。

○会長 マスタープランの策定について、会議等でいろいろとご苦労があったと思いますが、ただいま第1回の中間報告と。今の特命担当課長の説明に一つなかったのは、今年度末には一応、最初の大きな将来都市像をまとめて、来年度は地区別にという、そのときにもう一度、この都市計画審議会にご報告いただけるわけですね、3月ですか。

○事務局（都市整備部特命担当課長） そうです。

○会長 3月にもう一度、現在のマスタープランの、いわば骨子といいますか、将来都市像について、ちょうど広報や何かでも区民の意見を募集されているということで、今いただいたプリントでは地区別になったときにパブリックコメントと書いてありましたが、11月にやっていらしたのもパブリックコメントですね。

○事務局（都市整備部特命担当課長） 制度上、パブリックコメントというのは1計画に1回しかできないということなので、今回は本当に意見を募集して、その意見を反映していくという形になっています。

○会長 まるで言葉のあやですけども、実質的にはパブコメですよね。それはもうまとまっているんですか。まだ集計中ですか。

○事務局（都市整備部特命担当課長） 現段階では、19の方々から意見をいただけております。

○会長 まだいろいろと、そういう寄せられたご意見を集約し、整理をし、会議の中でそれをどう生かしながら、今後、骨子を組み立てていくかという作業がこれから本格的に始まるということですね。メンバーでいらっしゃる先生にすっかりお世話になっているようですが。というご報告でございますが。ですから、ただいまの段階では、まさに説明があったような範囲で今まとめ

を進めているよというご報告ですが、特に何かご質問があれば。はい、どうぞ、委員さん。

○委員

2点ばかり質問があります。資料2-4の戦略モデル（案）で豊川河川敷公園を水彩軸にすると明文化されているので、私は大変喜んでおります。今年（09年）1月に、水辺とみどりの課がここをスポーツ公園にしたいというようなことで区民に意見を求めたことがありました。私はスポーツ公園案は非現実的で親水公園が妥当であり、そして現状の高速道路下公園の設計の悪さを説明し、併せて現状の管理の縦割り行政による問題点も指摘し、だからブルーテント居住者も居るのだという意見を提出しました。したがって現在大変喜んでいるわけです。

しかし資料2-2の構想図の中では、豊川河川敷公園が水彩軸にはなっていません。要は小名木川と横十間川、それから荒川と繋がる旧中川は水彩軸となっていますが、これ等を連結する豊川河川敷公園には水彩軸を示す色が塗られていません。公的文書にもかかわらず、明確に文章で書かれたものが、図面で描かれていらないという矛盾をまず説明して下さい。まずここについてはっきりご結論をいただきたいと思います。

○会長

今、豊川の話なんですが、何か事務局から。

○事務局（都市整備部特命担当課長） まず、こちらはどうしても概念図になっておりまして、大変わかりにくくて恐縮なんですけど、水彩軸に指定しているのは小名木川というふうにご理解ください。豊川河川敷公園のところにつきましては、モデル地区として、横十間川親水公園と取付けの部分について、水辺水彩空間にしていくという形で進めております。

以上です。

○会長

委員さん、どうぞ。

○委員

構想図が「概念図になっていてわかりにくい」といわれたが、戦略モデル案では豊川河川敷公園を「水彩都市の憩いの空間モデル」として「水彩軸にする」と書いてある。概念図には何も書いてないのだから色を塗り忘れたとしか考えられない。もし貴方が勝手に思っているように計画しているのであれば、戦略モデル案の重大な文章記載ミスである。

水彩軸は区民に対してネットワーク化させると説明していますね。そのことを忘れて、横十間川との取り付け部分のみを水彩軸にすると考えるのは、役人の勝手な思い込みでしかないと思います。ここを通って横十間川から旧中川まで、散歩して歩くのは大変気分いいですよ。それをあえて結ばない理由はないと思います。

○会長 今のご意見ですが、いかがでしょう。

○事務局（都市整備部特命担当課長） 今回、まず水彩軸というものについては、委員ご指摘のように、ネットワークについては物すごく意識しております。この水彩軸の整備、あと、そういういろんな整備・誘導につきましては、この水彩軸を中心にという形で考えております。それは、まず間違いない一つの事実としてあります。戦略モデルのほうでお示ししているものについて、途中までだから、何でいわゆる北側と南側が抜けているのかというご趣旨のご質問かなというふうに理解しているんですけど、それについて、まず水彩軸全体を通していくというのは、この都市計画マスタープランというものでの一番最高の理念としてございますので、これはもう一つとして確実にありますし、そのような形で、こちらは江東区だけではなかなか進まないものもありますので、関係機関のほうにも要請しながら、一緒にやっていくという形で考えています。その中で、モデル地区のところだけ出ているという部分につきましては、実際、そこで計画中の事業がある。こちらは、ネットワークをやるにも全部一遍にというのは難しいと思っていまして、ここだけでまずこういった形で、新しいコンセプトでできないかという形でやってみて、それがどんどん広がっていけばいいというふうに考えている。そのような形での考え方だということです。

○会長 どうぞ。

○委員 回答趣旨の方向性と内容が具体的に理解できません。要はこの文章のほうの、豊川河川敷公園は水彩軸に入れ、親水公園にする考え方方が優先するということでおろしいですね。あの2ページのとおり。

○会長 2ページというのは。

○委員 だから、戦略モデル（案）2ページの「横十間川・豊川河川敷

公園」は「水彩都市の憩いの空間モデル」とし、その右の将来像で「道路整備を契機に、水辺空間の再生に取り組み、公園・河川・民地の縁が一体となった憩いの空間創出を目指す。そして矢印で一番下のところに「水彩軸」と書いてあります。それにもかかわらず、3ページの構想図では、豊川河川敷公園は水彩軸を示す色は塗られていないわけです。どっちが正しいんだと、はっきりしてくださいという話です。だから、結果として、今のあなたのご説明では、この文章のほうの豊川河川敷公園は水彩軸にすること、これが決定事項であるということでおろしいですね。

○会長 事務局お願いします。

○事務局（都市整備部特命担当課長） 表記の仕方なんんですけど、こちらの戦略モデルにつきましては、まだエリアについては決めておりません。こちらについては、これからまちに入っていくときに、どれぐらいとったらしいかという形で進めていく予定になっております。今、ご質問の豊川河川敷公園、横十間川親水公園と豊川河川敷公園がつながっているところがございますよね。ですから、その辺のどこまでをエリアとして、水彩軸として整備していくかという部分については、これからまちに入っていって、まちの意見を聞きながら決めていきたいというふうに考えます。豊川河川敷公園全部がということではないです。

○会長 もちろんまだ検討の途中ですから、表現が不十分なところもあると思いますが、水彩軸は、この3ページだと、みどりの軸になっていますね。ですから、その辺もどうもわかりにくいよと、違うんじゃないかなという印象が強いということで、ひとつただいまのご意見。

ちょっとすみません、委員さんが先に手が挙がっていました。

○委員 関連してなんですけれども、恐らくここの表現は、別に江東区のエリアの切り分けの話ではなくて、主な活用資源の大項目のところを見ていただくようにスカイツリーも入っているわけですよね。そういうことからすると、ここはそういうエリアまでを考慮に入れながら、どう戦略を立てるかというふうな資源と

いうふうにとらえたということであって、エリアを切り分けて、これは入る、入らないという議論ではないという理解で私は今おります。ただ、とは言いながら、A、B、C、D、E、F、G、Hの中で、縦に書いてある表現が、また、バランスが、そこまで含めているのか、そのエリアだけのことを語っているのか、資源の解釈の仕方がまとめるに当たってちょっと弊害があるので、その調整はいただきたいというのが、1点と。

表現のレベルの話で言えば、この骨子案の中にもあるんですが、改定の視点というふうなところで各ポイントごとに書かれている内容で、その視点が現状認識であったり、将来展望であったり、各項目によってちょっとばらつきが激しいんです。その辺のところは、縦に並べたときにやはり問題になってくるだろうと思いますので。この十年、二十年のスタンスで検討するので、変わらなくちゃならないのは当然なため、その改定の視点というのはもう少し前向きな、今後どういうふうに報告するんだという視点で書き直すなり、やっぱり一緒にしたほうがいいと思うんですよ、表現のベクトルは。その辺はちょっと考慮いただくと、わかりやすいものになるかなという気がします。

○会長

ありがとうございます。お二人のご意見はそれぞれ、これから検討に生かさせていただく重要なポイントだと思います。どうぞ、お待たせしました。委員さん。

○委員

今の委員さんのご意見と同じなんですが、現在、あそこの豊川の河川敷は工事をやっております。それなのに、一つもここに出ていないということは、委員さんと同じ意見なんですが、これは戦略モデルに実際にもう入っているのに、何も書いていないということがちょっと疑問視されるんですが、いかがなものでしょうか。

○会長

これはまだ表現の途中です。事務局、お願いします。

○事務局（都市整備部特命担当課長） こちらは表現がわかりにくくて、大変申しわけない。その辺につきましては、いろいろなところからわかりやすい表現ということを言われていますので、これから心がけていきたいと思っています。

豊川河川敷公園につきましては、水彩軸には現在、入ってい

ないんです。スポーツ公園で整備していくという前提がありましたので、スポーツ公園としての機能というところについて、水彩軸ということではふさわしくないだろうということで、スポーツ施設があるようなところについては外している。そのかわり、先ほど委員からのご説明のとおり、横十間川親水公園のほうについては、そことの連続性というものがあるので入れているという状況になっております。

○会長

今、事務局からの説明がありましたが、一応、事務局としては考えていらっしゃるということはあるんでしょうけれども、今、それぐらいに考えて、これをあれしておりますというぐあいに言い切られちゃいますと、さっきの委員さんのお話じゃないですけど、決めたの、という話になっちゃいますので。きょう、お三人のご意見がありました。まさにその辺の問題です。やっぱり今後の検討課題として、お三人のご意見、それぞれ共通していたご意見が基本的にありますので、ぜひそれを生かしていただく。今、スポーツ公園がどうだったからという話で議論をすると、議論がちっとも進まないので、それはちょっと控えていただきたいと思います。はい、どうぞ、委員さん。

○委員

これで最後になりますが、今年（09年）1月11日の区報で、水辺とみどりの課のほうでスポーツ公園にしたいと意見を求めました。それに対して、最終的にそこをスポーツ公園にするという決定をしましたというようなものは区報にも一切出ていないはずだと思うんです。あるいは区議会で決まったのか、そこら辺もなしに、役人が勝手にここはスポーツ公園であるというふうに言い切るというのは、・・・。私は別に、この全てを水とみどりの公園にしなきゃいけないというふうに言ってはいません。今後、検討してもらいたいんです。ただ、そういうふうに先入観を持って言い切らないでもらいたい。

また先程事務局が「豊川河川敷公園については、現在水彩軸に入っていない」と言いましたが、江東区都市計画マスタープラン骨子案P13の「水・みどりの分布（平成21年10月現在）」で豊川河川敷公園は、小名木川と同様に「水辺に親しむ空間」となっていますよ。事務局が勝手に水彩軸から除外する

権限はないでしょう。貴方は課長ですよね、こんな基礎的なことも知らないのか。こんなレベルで区の課長をやっているのか。もっと都市計画を勉強しなさい。

それから、もう1点のほうですが、豊洲、それから辰巳運河のところの水彩軸が南北に流れています。それから、曙運河のところの水彩軸も南北に流れています、これらは将来つくっていこうと考えているのだと思います。これら両軸の間には辰巳の森緑道公園もあれば、辰巳の森海浜公園や、夢の島公園もあって、現在でもそれらを伝わっていくと荒川水彩軸に到達できるんです、歩いていくと。これらは今でも完全なネットワークになっているんです。しかし構想図では水彩軸と表現されません。これらの公園は多分、私はよく知りませんが、管理は東京都で、区が管理していないのではないかなど勝手に思っています。しかしそれにしては区民の畠みたいなものもあり、確信は持てませんが、区民は都民でもあり、本来ここは東西の水彩軸と表現してしかるべきだと考えます。参考意見として述べたいと思います。

以上です。

○会長

○委員

ありがとうございました。どうぞ、委員、お願いします。

私はマスタープランのお手伝いをしているので、今の大変貴重なご意見ありがとうございました。先ほどの現状の認識か、将来のところかというのは、これからも書き分けていこうと思います。

それから、もう一つ、話題になっていた水彩軸でございますけれども、確かに資料の2-3の13ページと資料2-2の2ページ、これを比較いたしますと、現状で水とみどりの分布がこうありますよという図面が出ていて、そして、資料2-2の2ページのところで、現状はあるのにどうしてこうなったんだろうと、こういう話だと思うんです。それで、いろいろな考え方はあるとは思いますけれども、水とみどりの分布がこうあるんだから、いろいろなネットワークのことが考えられるだろうと。そういう意味で、水彩軸というのをもう少し整理が必要であろうというふうなご意見だと承りましたけど、それでよろし

いでしょうか。

○会長

委員さん。

○委員

要は、この13ページに、豊川河川敷公園は水辺に親しむ空間であると、これが平成21年10月現在というふうに書いてあるんです。したがって、江東区の公式見解としては、これが公式見解だろうというふうに判断します。ただ、スポーツ公園みたいな案があったというのを私も区報で知っていましたけれども、それは立ち消えになっていたのかなと。それを勝手に、都市計画の事務局が、区の中では豊川河川敷公園は水彩軸にいりていな、これが正しいですと言うから、私は怒ったんです。

以上、大変感情的過ぎる意見があったら謝ります。すみませんでした。

○会長

ありがとうございました。まだご意見はたくさんあるかと思いますが。大変恐縮なんですが、私も一つお願いがあるんですが、よろしくお聞きください。

このマスタープランの案、こういう骨子、それから将来像、別にここをこうしたほうがいいというご意見を申し上げたいんじゃないなくて、実は大変気になっていることが一つあります。それは江東区の外から見ている人間が、あるいはマスコミが江東区を話題にしたときに、一体どういうテーマが話題になるだろうと。そういう中で、ほとんど話題にならないものに歴史があるんじゃないかと思っているんですよ。そうかといって、歴史のまち江東区なんて言ったらオーバー過ぎるので、何考えているんだと言われそうですけれども。ある意味、歴史の重みみたいなものがマスタープランの中で、あるいはこういうモデル地区、あるいはこれから地区別計画の中で、ちょっと歴史性ということについても若干お考えいただければありがたいかなと。

といいますのは、きょうもここへ参りますときに、横断歩道を渡って、こっち側の歩道へ歩いていったら、そこに看板がございますよね、塩田もつくったという話の。あの看板の前を通りながら、ふつと思ったんですけども、一体そのことを、例えば江東区民の何%がちゃんとご存じなのかな、いや、外の人間なんかだれも知らないぞと。ついこの間、ある場所で、ある

委員会で例に出しましたのは、富岡八幡宮。昔、富岡八幡宮といふのは海の中に建っていた。それで、ずっと参道がつくられた。モン・サン・ミシェルみたいなものだよという話をしたら、並みいる先生方がえっと言うわけです。そうすると、古い江東区の地図なんていうのは見たことがないという人のほうが圧倒的に多いだろうと。歴史都市なんて言いません、しかし、亀戸天神には亀戸天神の歴史があり、きょうも実はせっかく久しぶりに来ましたので、深川めしを食べてきました。ついでに、お参りというと、しなかったというとしかられるんですけれども、真っすぐ歩いていったら、創立310年と書いてあるんです。あら、310年って、江戸のもう一つ前かな、じゃあ成田山本山のほうはいつだったろうなんて変なことを考えたんですが。ただお稲荷さんがあります、何とか山があります、富岡八幡宮がありますというだけじゃない、そんなものがまちの魅力をつくる上で、やっぱりかなり大きな役割を果たす場合があるんじゃないだろうかと。それを柱にしてくれとか、歴史軸をつくってくれとかという話ではないんですが、ちょっとお考えいただけだと、将来都市像に花を添えられるんじゃないのかなという感じがしましたので、それだけお願ひしたいと思います。どうも会長席を外して、あっちのほうで発言すればよかったんですが、すみません。よろしくお願ひします。

余計なことを言いました。はい、どうぞ委員さん。

○委員

前も言ったかもしれないんですけども、こういう行政レポートを書く場合に、どうしてもデータの収集とか管理の問題から考えると、その所管内別とか町長別、もしくはそういう規制の枠、単位ごとの問題設定にならざるを得ないのは確かにわかるんですが、この十年、二十年先の議論をするときに、地域・地区区分の考え方、白河出張所管内、小松橋出張所管内とか、管内ごとにまちづくりの額縁を決めて、そこの中でテーマを立ち上げるというやり方はそろそろもうやめてもいい時期じゃないかな。この骨子案の5ページのところを見てわかりますように、ここで一くくりにくくられるような状況じゃなくて、その界域（周辺）部分あたりがかなり問題になってきている。もしくは

そういうところこそ、むしろ手を入れなくちゃならない部分が多々あるし、また、南部地区が、これが一つくりだとはちょっと見えないし、湾岸地区も同様。さらには、深川南部あたりでも南部地区との絡みのところがより問題になってくるところが出たり。やはりこの出張所管内などの区分で設定したまちづくりの方針立ては、そろそろ書きかえてもよろしい時期かなという気がします。このマスタープラン骨子案のところで、地区別まちづくり方針をその六つの地区でまとめるような形になっていますが、そろそろこの方向じゃなくて、設定変えするべき段階ではないかなという思いが一つあります。そうでないと、恐らく戦略的なモデルみたいなものも余り見えてこないんじゃないかなという気がしてしようがないです。

これは質問なんですが、先ほど議論になっていたAからHまでの八つのうち、資料2-4の3番に選定方法と書いてありますが、これは3カ所に絞るんですよね。そうすると、漏れこぼれたゾーンがどういう位置づけになるのか。もしくは、それと都市核等との関係をどういうふうに組み立てていくのか、そのあたりはどういう方向性を持っていますでしょうか。

○会長 ご意見と、ご質問がございました。どうぞお願いします。

○事務局（都市整備部特命担当課長） ご質問の戦略モデルが八つから三つになったときの話ということでお答えさせていただきますと、この八つで、三つにまず絞り込みたいと思っています。五つにつきましては、引き続きこのマスタープラン、地区別まちづくり方針の中には記載していくながら、どうだという形で、当然、十年、二十年先を目指していますので、いろいろな変更はあるとは思いますけど、その辺の理念的なものは生かせるような形で、ですけど、まず三つぐらいから本当にまちに入ってやってみようという形で進めていきたいというふうに考えています。

○会長 どうぞ。

○委員 そこには、まだ最重点モデルとか、次順位とは言いませんけれども、戦略を抜いたモデルにするとか、そういう議論があるのかないのか。さらには、今はこういう設定の中で、二つを融合するなり、もしくはエリアをここで記載した中身よりももう一

よい南側のゾーンまで組み込むなり、そういう変更というのは十分あり得るわけですね。

○事務局（都市整備部特命担当課長）　はい、十分あり得ます。

○委員　　そのときに、もう一つ意見があるんですが、東陽都市核と豊洲都市核を結ぶところに赤い南北都市軸が走っていますが、ほかの都市軸というの割と構造として見えている、インフラがある。永代通りなら永代通りと、そういう構想としてしっかり見えているものがあって、また、構造がしっかりしているから、要素もそれなりの集積なり、特徴を持っている。東陽都市核と豊洲都市核というのは繋ぎの構造がありません。ここを地下鉄という、それはもう江東区にとっては夢の、何年でも待つてみたい仕掛けなんでしょうが、ただ、これしかないです。ですから、東陽都市核と豊洲都市核を結ぶインフラとして、道路をつくるというのは難しいとしても、何らかの土地利用なり、その次順位のある種の社会インフラみたいなものでつなぐような方向を、むしろそういうことを戦略モデルとしてつくるべきであって、今あるものの性格づけで、そこをもう少しキャンペーンしましょうよというのは、何て言いましょうか、戦略ではなく、放っておいても、そういう大規模種地があるようなところもありますよね、大規模種地があるようなところというのは、別に行政側がもうしゃにむに頑張らなくちゃいけないところではなく、ちょっと乱暴な言葉で言えば、まあ何とかなるような動きの所です。むしろ行政側として、もう腹据えてやらなくちやいけないところというのは、今は構想として見えないところ、それはやっぱり核それぞれの今までの従来の手法の中じゃなかなか取り扱えないところ、そこら辺がやっぱり重要なんじやないかと思います。東陽都市核と豊洲都市核を繋ぐ軸づくり、それに対して何か戦略の枠組みの中に入れていったほうが江東区の戦略構造としてはいいのではないかなという意見です。

○会長　　ありがとうございました。貴重なご意見です、これも。そうなんですが、先ほど特命課長の説明にありましたけれども、先生をお隣に置いておいて、私が勝手なことを言っちゃいけないんですが、必ずしも今ここで案として戦略モデルを8カ所という

ぐあいに出されておりますが、それを3カ所に絞るということを決めたわけじゃないですよね。ですから、それは3カ所になるのか、4カ所になるのか、それから、じゃあそれ以外の今ここに出ているのはどうするのかというのは、ひょっとしたら、それぞれが必ずしも戦略モデルではなくて、いわばへそづくりの拠点としてはこういう突破場所があるよと、あるいは資源もあるよと。ここは資源がないけど、やっておかなくちゃいけないねというようなのは幾つか出てきているという段階だと、私なんかはそういうぐあいに理解しております、これからその問題が詰めていかれるんだろうと思います。

それから、委員さんがおっしゃいました、出張所別だとかという地区別はもうそろそろやめた方がいいんじゃないかというお話がありましたけれども、これは難しいんです。実は、ある区で、もう十何年前ですけれども、景観計画をつくるときに、妙な調査を私はやりました。そのベースをつくりました。出張所の区分、学区区分、小学校区の区分、中学校区の区分、警察署の管轄区分というぐあいに、行政的な地域区分が10種類ぐらいあります。重ならないんです。全部違うんです。それで、全部違いますよというのをみんなにお見せして、どれにも頼れませんね、これ、という。でも、まちはつながっていますね、じゃあどうしますという提案をさせていただいたことがあります。ところが、それでわかってくださる方もあるんですが、中には、概略ですから、それこそさっきのスカイタワーですか、もう隣まで入れたようなイメージがありますと、逆に、見て、おれんちはどうしたんだよという、おれのところはすき間じゃないかと、どっちに入ってくれるんだよとか、そういう意見が出てきて、それは考え方がこらへを中心とという意味ですよと幾ら言っても、おれんちが入っていないと言う方が出ていらして、もうまいちゃったことがあるんですが。これは永遠のテーマかもしぬれないなと思います。でも、ひとつせひご意見も踏まえて、ご検討いただければと。余計なことばっかり言いました。委員さん、お手が挙がっておりました。

○委員

今、三つに絞るとか、四つに絞るとかという、まだあいまいだ

ということなんですかけれども、この選定方法というか、それを絞るんであれば、その基準があるのか、それをちょっと教えてください。地域の方の熱の度合いとか、そういったことになるのかもしれないんですけども、ちょっとその辺を教えてください。

○会長 はい、今のご質問はいかがですか。

○事務局（都市整備部特命担当課長） おおむね3カ所と今記載しておりますのは、いろいろ関係がありまして、深川・城東・南部地域ということで3カ所、それで、それ以外のいろんな要素が加わることもやはり想定しております、おおむね3カ所という形で記載しております。

○会長 いや、それを絞り込むときに、どういう基準で絞り込むんですかというご質問なんです。もしそれが決まっているんだったら教えてくださいというご質問です。

○事務局（都市整備部特命担当課長） 現段階で、策定委員会、策定会議、区議会、あと今回、都市計画審議会にこういった形で、とりあえずこういった八つぐらいでやっていきたいという形で初めてお示ししております。いろいろなところの意見を踏まえながら、これから、基準というのは今はまだ明確にはないんですけど、先ほど会長がおっしゃったとおり実効性だとか、そういうものも考慮しながら、三つ選んでいきたいというふうに考えています。

○会長 委員。

○委員 都市計画マスターplanって何なんだって私は思っているんですけど。前回つくったときから私は議会において、今回のこの計画を見ても、基本的な部分は変わってないんですけども、実際には今あるまちの姿を肯定して、そこで行政が何ができるかというところをいろいろと抜き出しているかなって思うんです。この間、まちづくりの中で行政が何をできてきたんだというのを見れば、水辺の空間を整備したのは私はとてもいいなというふうに評価しているんですけども、それ以外のところでは、結局、工場はみずからのいろいろな事情で撤退をする、そこにマンションがどんどんできる、不動産業者とか事業所とか、そこでもうかる民間業者が進出するに任せてまちがどんどんでき

てくるし、臨海部などもいろいろ計画はあっても、結局、進出する業者が入るままに学校があつたり、事業所ビルがあつたり、もう本当にめちゃくちゃなまちになっていると私は思っているんです。そういうのを見ると、今またこうやってここが今にぎわっているところ、核ですよとか、都市軸がここですとかっていうふうに決めて、結局は産業経済構造の進出するところで結果的にはできてくるというのがこの間だったんじゃないかなと思うんです。だから、もしこういう形でやるんだったら、もっと行政は本当に環境を守るとか、緑をつくるとか、安全に住める住宅を整備するとかというところで、もうちょっとしっかりととしたプランを持たなきやいけないというふうに私は思いますが、それがだめだとしたら、この次に地域ごとに住民の皆さんのお意見を聞いてプランづくりしていくというんですけど、むしろ手法としては逆に、地域の皆さんのお意見をまず聞いて、このまちを地域の皆さんができるだけのふうにつくりたいと思っているのかというのをまず先につくってから、それに基づいて江東区のまちを、じゃあ行政としてはこういうふうにまちづくりを支援していきましょうというプランをつくる、そういう手法に変えたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、どうでしょう。意見ですけど。

○会長

ご意見なんですが、何かありましたら。住民参加あるいは住民主体のまちづくりということについて、そのプログラムをどう組んでいくかというお話が一つ、確かにテーマとしてあるわけです、ご指摘のように。もう一つは、やっぱり非常に難しい問題で、じゃあ行政は全部できるのか。行政権限の及ぶ範囲というのはあるという話が一方であって、一方でマスターplanというのは20年後のあらまほしき姿をみんなで考えて、目標として置いておこうということであって。その中で戦略モデルというお話が出ておりますのは、ぜひともこれは実現したいし、あるいは実現する可能性がある、しかも、それが実現すれば、江東区の魅力が増すよというぐあいな判断が行政だけじゃなくて、委員会だけじゃなくて、区民の皆さんも支持してくれるようなポイントがあれば、範囲がどこまでか、この道からこの道とい

う話じやありませんけれども、そういうことでお伺いなんだろうと思いますので、ただ、隔靴搔痒の思いを今、委員さんがおっしゃっていただいた。そのご意見もぜひ踏まえておいていただきたいと思いますが、委員さん、お手が挙がっています。

○委員

きょうは、これが報告事項として話があったはずなんです。それで、我々は報告されたものについて意見を言う。報告するものは基本的に決まったものである。ですよね。

○会長

中間の報告です。

○委員

中間の報告であるとすれば、開催案内に「報告」でなく「中間報告」と書くことから始まって、中間の報告としての説明の仕方があると思います。八つある中から三つぐらい選びます。この選びますというのは、だれが一体決めたのか、いろいろ意見が出ましたけども不鮮明な説明であり、それから、その場合の選択基準案の説明もなく、また戦略モデル案と構想図に矛盾があったり、現状を勝手に曲げるような考えでは、私は根回しされませんよ。これは明らかにおかしいですよ。少なくとも、都市計画審議会なんだから、報告事項なんだから、報告事項というはどういうものなのかというのをわきまえて話していただきたい。そう思います。お願いです。

○会長

ありがとうございました。そういうぐあいに理解されるんだとすると、やはり発表のというか、報告の仕方をお考えいただきたいと思います。私はもう初めから第1次中間報告だということで、きょうのこの席に臨んでおりますので、ただいまの段階でこういう戦略拠点というものを考えて、まちづくりを進めたいと思って、現段階では八つほどの拠点として候補を挙げましたと。今は、それを実現の可能性みたいなものや何かを、あるいは要望みたいなものを含めながら、三つ程度に絞れないだろうかというぐあいに考えておりますという意味合いだと私は理解して、議事を進めさせていただいておりました。ですから、報告の仕方、言葉一つで随分誤解があると思うんですが、次の第2次の報告というぐあいにして、その報告は、現段階でこういうぐあいに考えております、皆さんのご意見を、こういうのは次回もそういうことになると思いますので、ぜひその辺はご

了解いただきたいと思いますし、事務局もその辺の説明についてのご配慮をぜひお願いしたいというふうに思います。どうぞ、委員さん。

○委員

すみません、何点か伺いたいと思うんですが、まず一つ目は用語の問題なんです。これは32ページから33ページにかけて、それぞれの都市核についてどうするかというのがずっと書いてあるんですが、その中で都市機能という言葉が繰り返し出てくるんです。例えば、東陽・有明・南砂では、駅周辺を中心とした都市機能の整備誘導だと。それから、亀戸・門仲・越中島では、都市機能の更新・充実を図ると。こんなふうな使い方をされています。この中身がよくわからないと、どういうまちになるのかというのがわからないんです。例えば、今、東陽町でさらに都市機能だと言って、業務だとか住宅だとかふやされちゃうと、東西線は今でもパンクしているので、これはどうなんだという話が、当然、検討の対象になってこなきゃならないと思うんですが、そういう意味で、この意味を明確にしてほしいなというのがまず一つあるんです。

それから、二つ目は43ページのところに、情報・通信系産業の活用というふうに項が立ててあって、「近年、区内に立地が進んでいる情報通信系産業などと連携して、まちの活性化を図る」というふうにあります。じゃあ、この情報通信系の産業というのは具体的に何を指すのかというところをちょっと示してもらいたいなと。というのは、同じ情報通信系の産業だと思います、スカパーのビルが、近隣のマンションと電磁波の関係でトラブルを起こしています。これらも全部ひっくるめて入れちゃうと、ちょっと間違ったサインを送っちゃうことになりかねないので、そのところをまず示していただきたい。

それから、三つ目なんですが、40ページから41ページのところに、環境と共生する都市への転換というふうに書いてありますけれども、基本的な考え方について、整備方針というところで、風の道とクールスポットの形成というふうにあります。この考え方方が、臨海部で建ぺい率を狭めながら、ずっと建物の高さを伸ばすと、こんなふうな建物をどんどんつくる根拠に、私

はされてきたなというふうに思っています。果たして、これでいいのかというのが私はあるんです。本当に環境全体をどうするかということを問われたときに、その問題があるので、この考え方のところです。同じような超高層マンションの誘導につながる心配はないのかというところです。

それから、四つ目ですけれども、34ページ、南北都市軸についてと、それから43ページに南北交通の整備というところがそれぞれありますけれども、34ページのところには地下鉄8号線の整備はあるんですが、バス路線はないんですよ。それで、43ページにはバス路線も記載をしてあります。先ほど委員からもありましたけれども、当面、間近に地下鉄が困難ということであれば、そのつなぎとして、やはりバス路線もきちんと位置づけていく必要があるのかなというふうに思いますので、そのところを入れるなら両方に入れたほうがどうだろうかと、これは提案です。

それから、すみません、五つ目なんですけれども、27ページのところに集合住宅の動向というところがありまして、そこ最後のところに、「区内に広く分布する公共賃貸住宅は、建てかえ時期を迎えているものも多く、更新の機会を捉えた周辺のまちづくりを計画的に進める必要がある」と、こんなふうにあります。この意味がちょっとわからないんです。どんなに頑張っても、その敷地の中の建てかえをやるにしたって、それは都営でも公団でも、その中のところしか手に回らないはずで、じゃあその周りをどうするんだと。言っていることの意味がよくわからない。むしろ私は、ここは今の住宅事情を勘案するならば、やはり建てかえにあわせて、高層は問題ですけども、今の5階建てを10階程度に伸ばして、それで全体として入居をしやすいように戸数をふやすと。江東区でふやしても、よそで削ってはしようがありませんから、東京都全体での都営住宅の入居戸数がふえるようなことをやっぱりきちんと求めるべきではないかなというふうに思いますので、その考え方。

それから、ごめんない、もう一つ、最後になりますけれども、17ページのところに、「大型店の影響で近隣商店街の衰退がし

た」と、こんなふうな指摘があります。しかもその後ろには、「身近な商店街の振興が望まれる」ということも書かれております。実際そのとおりで、私も立場上、今、自転車は傘を差して乗れませんから、この間、歩いて買い物をやりました。本当に近くに店がないと大変だということがつくづくよくわかりました。そういう点では、大型店について、どういうふうな方向が望ましいのか何らかの考えを示して、あわせて商店街をどうするんだということをやらないと、なかなか希望だけで進む問題ではないので、ぜひこれは中にまちづくりの一番中心になる部分だというふうに私は思いますので、何らかの形で入れていただけないだろうかというふうに思うんですけれども。

以上、6点です。よろしくお願ひします。

○事務局（副区長） 会長、すみません。副区長からちょっと一言、お話をさせていただきます。

委員の皆様方からいろいろご意見をいただきましたけれども、資料の2-1をもう1回見ていただきたい。担当課長からの説明が少なかったかと思うんですけども、この都市計画マスタープランの改定につきましては、この改定の方法というものがございます。2行目に書いてございます、このマスタープランにつきましては、学識経験者、これは先生も入っておられますけれども、それから公募区民、まちの団体、関係行政機関の17名の委員で構成する都市計画マスタープラン策定会議というのを持ってございます。そこでいろいろ議論をして、現在、中間報告というのに至ってございます。今後、もちろん議会にも報告いたしますし、庁内の策定会議というのもございます。そういう機会を持って、今、検討して、中間会議になっているということでございまして、この都市計画審議会については、先ほどの案件について意見をいただくというのが都市計画審議会の目的でございますけれども、非常に都市計画マスタープランとも関係があるということで、きょうはご報告申し上げたわけでございますので、そういう意見につきましては、行政としても受けとめるとともに、この策定委員会のほうにも意見を持ち上げて、そういうご意見を含めて、今後、策定委員会のほう

で検討していきたいというふうに思ってございますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

実は、今、お話がありましたが、私もまとめてとして同じようなことを申し上げたかった。今、6点ばかり、ご意見あるいはご質問がございました。ただ、それをただいますぐこの場で担当課長なり何なりに答えろと言われても、答えられないものが結構たくさんあるわけです。むしろ、今、副区長の話がありましたように、ぜひ今後もその策定会議その他に策定の中で生かして考えていただきたいということで、今のご発言については、今ここで答えをということではなくて、次回までにそういう作業を、ご意見を踏まえてご検討をいただきたいというぐあいに思います。

もう既に、審議会を始めましてから2時間を経過いたしました。大体、人間というのは、会議の、頭脳が持つのは2時間が限度だと昔から言われます。私もそれだけじゃなくて、個人的にはそろそろ体が参ってきておりまして、大変恐縮でございますが。これから、まだ議会でもお話があるかと思いますし、せっかくのこういう機会を生かして、また、事務局にも、あのとき言おうとしたけれども、こんな意見を本当は言いたかったんだよというようなこともお伝えいただければ生かしていただけると思いますので、ぜひそういうことで、きょうの第1回目の中間報告会を生かして、今後もひとついいマスタートップランができるように皆さんのご協力をお願いしまして、本日の審議会は恐縮でございますが、お手が挙がっておりますが、この辺で。

○委員

答えられるところだけ、答えていただけませんか。

○会長

今お答えいただくよりは、私はその次にきちんと整理をしてご報告をいただいたほうがいいと思いますので、会長の職権乱用だと言われるかもしれません、ここでこの報告事項を一応、終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長

恐れ入ります。では、以上をもちまして、本日の審議案件及び報告事項をすべて終了とさせていただきます。

なお、先ほどちょっと私が触れましたけれども、次回の審議会は3月26日、金曜日、午後2時からを予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。もちろん開催通知等につきましては、別途、事務局からお送りさせていただくことになります。

それでは、以上をもちまして、第120回江東区都市計画審議会を終了させていただきます。

どうも大変貴重なご意見多数いただきまして、ありがとうございました。では、失礼します。

午後4時07分閉会